**平成２６年（フ）第１４号**
長野県須坂市大字塩川352番地７
破産者　坂中　享一
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第３１６号**
静岡市駿河区西島632番地の６
破産者　青島　修高
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第７０４号**
静岡市葵区山崎１丁目７番地の５　コーポ昴103号、旧住所静岡市駿河区中島540番地の１セジュールオキツＡ―201号
破産者　興津　福恵
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第７０５号**
静岡市葵区山崎１丁目７番地の５　コーポ昴103号、旧住所静岡市駿河区中島540番地の１セジュールオキツＡ―201号
破産者　興津　彰代
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２６２号**
奈良県葛城市八川186番地５　セピアコート202号、前住所奈良県香芝市逢坂２丁目656番地１　ディアコート656二番館106号
破産者　秋吉香代子
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第５６号**
奈良県香芝市旭ケ丘４丁目６番地６、開始決定時の住所奈良県香芝市旭ケ丘４丁目15番地３
破産者　あけぼの気功整体院こと　森田　好昭
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第８８号**
奈良県橿原市栄和町８番地の３　ディーグランセ橿原神宮前107号、住民票上の住所奈良県橿原市大軽町68番地の４　サンヴェール橿原神宮前110号
破産者　木下　正治
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１１９号**
奈良県香芝市畑４丁目590番地１、前住所奈良県大和高田市三和町２番18―803号　エスリード高田駅前
破産者　髙垣　誠樹
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１号**
鳥取県鳥取市気高町勝見844番地195
破産者　中西　正司
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第５３号**
岡山県勝田郡勝央町植月北1430番地１
破産者　水島　行夫
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

**平成２５年（フ）第２１３号**
広島市南区翠２丁目21番７号　ハニーヴィラ102
破産者　小濱　隆司
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１９５号**
広島市中区富士見町12番11―502号
破産者　中野　太司
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３３３号**
広島市東区光町１丁目８番20―305号
破産者　保田　一喜
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３８号**
山口市朝田705番地１
破産者　渡辺　英勝
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２８号**
北海道白老郡白老町字竹浦616番地56、前住所北海道苫小牧市川沿町１丁目４番７号
破産者　古川　元一
１　決定年月日　平成26年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２６年（フ）第２９号**
北海道白老郡白老町字竹浦616番地56、前住所北海道苫小牧市川沿町１丁目４番７号
破産者　古川　弘美
１　決定年月日　平成26年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２５年（フ）第３８３号**
函館市若松町31番22号
破産者　飯島　一國
１　決定年月日　平成26年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**平成２５年（フ）第３８４号**
函館市若松町31番22号
破産者　飯島　徳子
１　決定年月日　平成26年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所